

資料1

沖縄県地域医療対策会議について

沖縄県保健医療部
医療政策課

沖縄県地域医療対策会議設置要綱

沖縄県地域医療対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 県は、医療法第30条の14に基づき、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の沖縄県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項のほか、医療の推進に関し必要な事項を協議するため、この要綱に定めるところにより、沖縄県地域医療対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の運営)

第2条 会議は、二次医療圏ごとに開催し、その名称は次のとおりとする。

- (1) 北部地区地域医療対策会議
- (2) 中部地区地域医療対策会議
- (3) 南部地区地域医療対策会議
- (4) 宮古地区地域医療対策会議
- (5) 八重山地区地域医療対策会議

(協議事項)

第3条 会議では、各二次医療圏内の医療提供体制等に関して、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 将来必要とされる医療提供体制及びその実現に向けて必要な取り組みに関する事。
- (2) 医療計画の推進に必要な取り組みに関する事。
- (3) その他、医療の推進に関する事。

(構成員)

第4条 会議の構成員は、協議事項に応じて、次に掲げる者のうちから保健医療部長が招集する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 圏域内各市町村の職員
- (4) 医療を受ける側を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員（県職員を除く）
- (6) その他保健医療部長が適当と認める者

(開催通知等)

第5条 会議の開催は、保健医療部長が通知する。

2 保健医療部長は、会議を開催するときは、次に掲げる事項を構成員に予め通知するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 協議事項
- (3) 協議の参考となる事項

(議事進行等)

第6条 会議の議事進行は、保健医療部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、保健医療部長は、保健医療部長が予め指定した者に議事進行をさせることができる。

(庶務)

第7条 会議の運営に係る庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、保健医療部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

(沖縄県地域医療構想検討会議等運営要綱の廃止)

沖縄県地域医療構想検討会議等運営要綱（平成27年7月22日要綱）は廃止する。

『沖縄県地域医療構想検討会議』及び『地区保健医療計画協議会』は廃止。

沖縄県地域医療対策会議が担う役割

	医療計画 (H29：改定) (H30以降：推進)	地域医療構想 (推進)	総合確保基金 (推進)	医師確保 (養成・確保)
県全体	<p>医療審議会 (附属機関)</p> <p>1月,3月</p>			
	<p>地域医療対策協議会（会合） 5月,9月,12月,3月</p>			
	<p>WG (11)</p> <p>6月,8月,10月 (必要に応じて各圏域の医療機関等へのヒアリングを実施)</p>			
圏域	<p>各地区地域医療対策会議 (事務局：医療政策課)</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> 計画(案)の圏域への説明、意見聴取 市町村との協議 	<p>構想実現に向けた協議の場</p>		

沖縄県地域医療構想の推進体制

沖縄県地域医療対策協議会

【役割】
医療計画、地域医療構想、地域医療介護総合確保基金、医師の養成・確保等について意見聴取等を行う会議

沖縄県地域医療対策会議

北部

中部

南部

宮古

八重山

【役割】
各地区ごとに、地域医療構想を達成するために必要な事項等について、地区の医療関係者や市町村等で協議する会議

地域医療対策会議の役割と構成員

【 会議の役割 】

各二次医療圏内の医療提供体制等に関して、次に掲げる事項を協議する場。

- ① 将来必要とされる医療提供体制及びその実現に向けて必要な取り組みに関すること。
- ② 医療計画の推進に必要な取り組みに関すること。
- ③ その他、医療の推進に関すること。

【 会議の構成員 】

協議事項に応じて、以下の団体から県が依頼する。

- ① 医師会(地区医師会)
- ② 歯科医師会
- ③ 薬剤師会
- ④ 看護協会
- ⑤ 栄養士会
- ⑥ 医療機関
- ⑦ 市町村
- ⑧ 医療を受ける側(婦人会、社会福祉協議会、母子保健推進員、老人クラブ等)
- ⑨ 介護事業関係者(介護関係団体、介護事業者等)
- ⑩ その他の関係機関

地域医療対策会議の主な協議事項

1 医療機能の分化・連携

- (1) 各医療機関(各病棟)における病床機能の把握
- (2) 適切な地域完結型医療提供体制の構築
- (3) 医療機関相互の連携の推進
- (4) 将来の医療需要に対応する病床数の見通し

2 地域包括ケアシステム※の構築

- (1) 在宅医療の推進
- (2) 地域包括ケアシステムの構築

3 地域医療構想の進捗管理

- (1) 目指すべき医療提供体制を築くための人材の確保・育成
- (2) 医療の受け手(県民)への情報公開
- (3) 地域医療構想達成のための進捗管理

※「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう(「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条)。

地域医療対策会議のスケジュール

H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域医療 対策協議 会		1回 5/23				2回			3回			
地域医療 対策会議		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第1回 </div> 中部 5/25 八重山 6/1 北部 6/8 南部 6/15 宮古 6/21			<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第2回 </div>				<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 第3回 </div>			
ワーキング グループ	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 各地区ごとに、必要に応じてワーキンググループを開催 </div>											

今後の協議の進め方

1 地域医療対策会議運用マニュアルの策定

各地区が足並みをそろえて協議を進められるよう、沖縄県と県医師会で、会議を進めるにあたっての運用マニュアルを策定し提示する予定。

2 テーマごとの個別協議

協議を効果的・効率的に進めるため、必要に応じて個別テーマごとに、柔軟に関係者や有識者の参加を求め協議を促進。

(個別テーマの例)

- ア 病床機能の分化・連携
- イ 在宅医療や介護との連携 等